

農林水産業・地域の活力創造本部

構成員発言

○ 平沢復興大臣

- 東日本大震災の被災地の復興のためには、農林水産業の再生が大変重要であり、農地の集積や農林水産物の高付加価値化の推進がより必要となってまいります。
- このため、本年4月には改正福島復興再生特別措置法が施行され、農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例措置などを設けたところです。
- これに基づき、引き続き、現場主義を徹底し、福島12市町村での営農再開の加速化をはじめ、東日本大震災の被災地の農林水産業の復興に向けて、関係府省庁と連携し、総力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので御協力をお願いいたします。
- あわせて、この改正福島復興再生特別措置法にも明記されたとおり、農林水産物の輸出促進のため、海外における風評の払拭と輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進にも、しっかりと取り組むこととしております。

- ・ 関係府省庁におかれましては、海外に向け、政府一体となって科学的根拠に基づいた正確な情報発信を行っていただけるよう、より一層、連携のご協力をお願いいたします。

(以上)